

平成22年5月27日
(2010年)

保護者様

和歌山市立東和中学校
校長 丸山 雅 嗣

風水害・地震時の処置について(2010年5月27日変更)

- 【1】 朝の登校時、「和歌山市」に「**暴風警報**」又は「**大雨警報**」が発令されている時は、**臨時休業〔自宅待機〕**とします。
- (1) **午前11時**までに解除された場合は、通学路の安全を確かめて登校させてください。(午前11時解除も含む)
 - (2) 警報の解除が11時を過ぎた場合には登校させないでください。
- ※ 警報が解除された時は、できるだけ早く平日の授業に復帰しますから、安全を確かめた上で生徒を登校させてください。
- ※ その他の警報・注意報が発令されている場合、平常通り授業があります。ただし、通学途上危険がある場合、自宅待機とし、そのことを速やかに学校へ連絡してください。
- ※ 特別な場合以外、学校から家庭への連絡はいたしかねますのでご了承ください。また、学校への問い合わせ電話はご遠慮ください。
- 【2】 **震度5弱以上の地震**が発生し、危険が予想される場合は、**臨時休業(自宅待機)**とします。
- 【3】 洪水警報のみの場合は臨時休業とはなりませんが、**地域の状況により洪水や浸水のため危険と判断されている場合は、臨時休業(自宅待機)**とします。(学級連絡網にて連絡します)。(平成22年度より)
- 【4】 和歌山県下の警報発令地域の変更(2010年5月27日以降)

気象庁は2010年5月27日午後1時から、大雨や洪水などの気象警報や注意報の発表対象区域を、従来の地域別から市町村別に変更しました。

今までは、本校の適用する警報発令区域は「紀北」になっていましたが、今後、本校の適用する区域は「和歌山市」となります。

したがって、「和歌山市」に暴風警報又は大雨警報のいずれかが発令されている場合は臨時休業(自宅待機)の対象となります。

- ※ ただし、アナログ放送等では、この警報等の情報が把握できない場合もあるものと思われま。従来の「紀北」地方に暴風警報又は大雨警報のいずれかが発令された場合には、できるだけ詳しい情報を収集いただき、発表対象区域が「和歌山市」であるかどうかの確認をお願いします。

どうしても、発令区域の確認ができない場合は、午前7時30分以降に学校に問い合わせさせていただいても結構です。